

みんなで支えあう

国民健康保険

国民健康保険で受けられる給付

国民健康保険では、病院での医療費負担のほかにもさまざまな給付があります。

今回は、国民健康保険で受けられる給付をご紹介します。

出産育児一時金

被保険者が出産したときに、出生児1人につき40万8千円(産科医療補償制度に加入している医療機関で出産したときは42万円)が支給されます。出産費用を一時的に立て替えることが難しい場合は、出産した医療機関へ支払う直接支払い制度が利用できます。

葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行う人(喪主)に5万円が支給されます。

高額療養費

1か月の医療費の自己負担額が高額になり、限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給します。なお、入院などにより医療費が高額になることが分かっている場合は、事前に「限度額認定証」の交付を受けることで、1医療機関ごとの医療費の負担を限度額までにとどめることができます。

療養費

医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具を作ったとき、保険証を持たずに治療を受けたときなど、一時的に医療費を全額負担した場合、申請により保険負担分(7〜8割)の払い戻しを受けることができます。

このほかにも、訪問看護を利用したとき、緊急の治療などでやむを得ず医師の指示により移送に費用がかかったときにも支給があります。

傷病手当金

給与などの支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症への感染または感染が疑われ、その療養のために就労することができず、給与などの全部または一部の支払いを受けることができなくなった場合、申請により傷病手当金が一部支給されます。

詳しくは役場住民課保険年金担当までお問い合わせください。



国民年金からのお知らせ

年金受給者の皆さんへ

公的年金等の源泉徴収票が送付されます

日本年金機構より、国民年金や厚生年金等の老齢年金を受給されている方を対象に、1年間の年金の支払総額等が記載された「令和4年分の公的年金等の源泉徴収票」が1月に送付されます。この源泉徴収票には、令和4年中に年金から天引きされた介護保険料や後期高齢者医療保険料、国民健康保険税額等が表示されており、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

また、令和5年1月からはマイナンバーポータルで源泉徴収票の電子データを受け取ることができます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

※障害年金や遺族年金は課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。

※源泉徴収票を受け取り後に紛失された方は、草津年金事務所へお問い合わせください。

今年20歳を迎えられる皆さんへ

国民年金の加入義務が生じます

日本国内に住所のある20歳から60歳までのすべての方は、学生の方も含め国民年金に加入することが法律で義務づけられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

公的年金制度は、老後の生活を支えるだけでなく、病気やケガで障がいが残ったときにも、生活を支えてくれる大切な制度です。自分自身の将来のために国民年金に加入し保険料を納めてください。

保険料の納付が困難な方は、学生納付特例や申請免除・納付猶予の制度がありますので、草津年金事務所または役場住民課保険年金担当までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

日本年金機構 草津年金事務所
(国民年金課)

☎077-567-2220

(お客様相談室)

☎077-567-1311

住民課 保険年金担当

☎0748-52-6584

◆問い合わせ先

住民課

保険年金担当

☎0748-52-6584

マイナポイント第2弾の対象となる マイナンバーカードの申請期限は、 令和5年2月末までに延長されました！



※令和4年12月20日時点の情報です

マイナポイントとは？

マイナンバーカードを新規に作ったり、マイナンバーカードに「健康保険証の利用登録」「公金受取口座の登録」をしたりにすることによってもらえるポイントのことです。

マイナポイントは、各種キャッシュレス決済サービス(電子マネーやプリペイドカードなど)と連携することにより、それぞれサービスのポイントとして受け取れます。

詳しくは「マイナポイント事業」ホームページをご覧ください。



マイナポイント事業ホームページ

マイナポイントの申し込みをするには？

○自身のスマートフォンやパソコンなどで24時間申し込みが可能です

- ・マイナポイントの申し込みには専用のアプリ・ソフトのダウンロードが必要です。
- ・パソコンでは、別途カードリーダーが必要です。

○手続きスポットで手続きが可能です

- ・お近くの郵便局やコンビニエンスストア、携帯ショップなどで手続きできます。

- ・役場住民課窓口でも設定サポートをしています。

※受付時間：9:00～11:30、13:00～16:30

(ご本人の来庁が必要)

※持ち物：マイナンバーカード、ポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスのカードなど、公金受取口座に登録する口座番号などのわかるもの(公金受取口座の登録をする場合のみ)

- ◆問い合わせ先 **マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)** ☎ 0120-95-0178
(マイナポイント第2弾はフリーダイヤル後5番) 受付時間 9:30～20:00
- ◇マイナンバーカードの交付申請・マイナポイントの設定支援について
住民課 住民担当 ☎ 0748-52-6571
- ◇マイナンバー制度について 企画振興課 情報政策担当 ☎ 0748-52-6557

浄化槽使用者は浄化槽の適正な管理を！

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査は法律で義務付けられています！

| | 内容 | 回数 |
|--------------------------|--|---|
| 保守点検 (浄化槽法10条) | 装置・機器の点検、調整、修理の実施および消毒剤の補充など | 年3回以上 (処理方式などにより異なります) |
| 清掃 (浄化槽法10条) | 浄化槽内の汚泥の引き抜き、装置・機器の洗浄・掃除など | 年1回以上 (処理方式などにより異なります) |
| 法定検査 (浄化槽法11条) | 保守点検および清掃が適正に行われ、継続して正常に機能しているかなど、総合的な検査 | 年1回 ・指定検査機関または指定検査機関から委託を受けた保守点検業者だけが実施できます。 ・10人槽以下の浄化槽は効率化方式での検査対象となりますので、保守点検業者に相談してください。 |

※注意

保守点検・清掃を実施されないと**6月以下の懲役または100万円以下の罰金**が、法定検査を受検されないと**30万円以下の過料**が科せられる場合があります。

◆問い合わせ先 上下水道課 下水道担当 ☎ 0748-52-6579